

2018年6月6日 全9頁

監査報告書の記載内容拡充へ

監査上の主要な検討事項（KAM）記載の公開草案公表

金融調査部
制度調査担当部長
吉井 一洋

[要約]

- 2018年5月8日、企業会計審議会の監査部会は「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表した。
- 公開草案では、上場企業等の財務諸表の監査報告書に、会計監査人が会計監査を行う上で最も重要と判断した項目を「監査上の主要な検討事項」として記載するよう求めている。これにより、投資家・アナリスト等の財務諸表利用者による財務諸表と会計監査への理解が深まる上に、会計監査人（公認会計士・監査法人）と経営陣や監査役等との対話が拡充され、財務諸表利用者と経営陣や監査役等との対話などを通じた監査の品質の向上が期待される。
- 6月6日まで意見募集を行い、基準を確定後、「監査上の重要な検討事項」の記載については2021年3月期から適用することとしている（早期適用可能）。

1. 検討の背景・経緯

2018年5月8日に企業会計審議会監査部会は、「監査基準の改訂について（公開草案）」を公表した。この公開草案は、IAASB（国際監査・保証基準審議会）が2015年1月に公表したISA（国際監査基準）701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な事項のコミュニケーション」の内容をわが国にも導入し、「監査報告書の透明化」（記載内容の拡充）を図るものである。

わが国の会計監査人（公認会計士・監査法人）による企業の会計監査における監査報告書は、上場企業等の財務諸表が適正に作成されているか否かについての結論を簡潔に意見として表明している（Pass/Failモデル）。即ち、合格か不合格かのみが示されており、合格している場合でも、どのレベルの合格点であるかという財務諸表の質に関する情報や監査意見がどのような手法・手続きを経て形成されたかという情報は提供されてこなかった。財務諸表の利用者にとって監査に関する情報はブラックボックスの中にある状況ともいえた。

わが国に限らず、国際的に見ても、従来の監査報告書はこのPass/Failモデルに従って作成されていたが、エンロン事件や金融危機時における大手金融機関の不適切な会計処理、わが国でも見られたような会計不祥事を経験して、監査の信頼性が問われる状況となり、IAASBにおいてISA701等を改訂し、KAM(Key Audit Matters, 監査上の主要な事項)の記載を中心に、監査報告書の記載内容を拡充するに至った。ちなみに、IAASBとは、IFAC(国際会計士連盟)内に設置され、国際的な監査基準(ISA)を審議・検討する組織である。設定されたISAは、わが国においても監査基準や監査基準委員会報告書¹などに反映されている。改訂後のISA701では、監査報告書に、会計監査人が会計監査を行う上で最も重要と判断した項目について、そのように判断した理由や対応などに関して記述するよう求めている。新しいISAは既に2016年12月15日以後に終了する期間に関する財務諸表の監査から適用されている。

英国、EUにおいても同様の基準は導入済みであり、米国も、2017年に同様の新基準を公表し、大規模会社は2019年6月30日以後終了事業年度(12月決算の場合は2019年12月期)、それ以外の会社は2020年12月15日以後終了事業年度(同2020年12月期)から適用することとしている。これらの国・地域以外でも多くの国・地域で導入済み又は導入の方向にある。

わが国でも、昨今の不正会計事案により、会計監査に関する信頼が大きく揺らいでいることを踏まえ、金融庁が平成27(2015)年10月に「会計監査の在り方に関する懇談会」を設置し、信頼回復に向けた対応策の検討を行い、平成28(2016)年3月に懇談会の提言を公表した。同提言の中で「監査報告書の透明化」が提案され、6月に「『監査報告書の透明化』について」という文書で監査報告書の透明化に向けて企業会計審議会で具体的な検討を開始する旨が明らかにされた。これを受け、監査部会で昨年平成29(2017)年10月17日から検討を開始し、冒頭で述べた公開草案の公表に至った。

2. KAMとは

KAMとは「監査人が統治責任者にコミュニケーションを行った事項から選択され、当事業年度の財務諸表監査において監査人の職業的専門家としての判断によって最も重要とされた事項」²をいう。会計監査人が被監査会社の統治責任者とコミュニケーションを行った項目から選択する。統治責任者(Those Charged with Governance)とは、「企業の戦略的方向性と説明責任を果たしているかどうかを監視する責任を有する者又は組織」をいい、これには「財務報告プロセスの監視が含まれる」³。わが国の場合は、監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会(以下「監査役等」)を想定している模様である。

会計監査人は「特に注意を払った事項」を、以下について考慮をして決定する。

- ・重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された、又は特別な検討を必要とするリスクが識別された

¹ 公認会計士・監査法人による財務諸表監査の実務指針で、日本公認会計士協会が発表している。

² IAASB 監査報告-監査上の主要な事項(2015年1月30日)、日本公認会計士協会翻訳

³ 監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第9項

領域

- ・ 経営者の重要な判断を伴う領域（見積もりの不確実性が高いと識別された会計上の見積もりを含む）に関連する重要な監査人の判断
- ・ 重要な事象又は取引が監査に与える影響

会計監査人は、「特に注意を払った事項」から最も重要な事項をKAMとして決定することとされている。

3. ISA での KAM の記載内容

IAASB の ISA701 によれば、KAM の記載内容としては、その内容の他、下記を記載する。

- ① 財務諸表に関連する情報が開示されている場合は、その情報への参照
- ② 当該事項が監査にとって重要であり、KAM であると判断した理由
- ③ 当該事項に対する監査上の対応

②に関しては、いわゆるボイラープレートな記述内容にならないよう、企業の個々の状況に直接関連付けることとされている。

③には、以下のいずれかを記載する、又は以下の複数を組み合わせて記載することがあるとされている。

- ◆ 当該事項に最も関連した又は評価した重要な虚偽表示リスクに特有の、監査人の対応又はアプローチの特徴
- ◆ 実施した手続の簡明な説明
- ◆ 監査人の手続の結果を示す記述
- ◆ 当該事項に関する重要な所見

留意すべき点として、KAM は財務諸表やその注記を代替するものではないという点である。即ち、財務諸表や注記で開示されていない一次情報の提供は目的ではない。ただし、提供はできる。これは、会計監査人が一次情報を提供する可能性を残すことによって、企業に自主的な開示を促している側面があると思われる。

4. 公開草案の概要

i. 監査上の主要な検討事項

(1) 公開草案のポイント

公開草案の概要は、次頁から 5 頁の図表 1 のとおりである。

図表 1 「監査上の主要な検討事項」の記載の概要

項目	公開草案の内容	補足説明
(1) 監査報告書における位置づけ	財務諸表利用者に対し、監査人 ^{注1} が実施した監査の内容に関する情報を提供するものであり、監査報告書における監査意見の位置付けを変更するものではない。このため、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、監査意見とは明確に区別しなければならない。	「主要な監査上の検討事項」は、監査意見ではないので、監査意見とは区別して記載する旨を述べている。(筆者説明)。
(2) 決定	<p>① 監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な検討を必要とするリスクが識別された事項、又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項 ・ 見積もりの不確実性が高いと識別された事項を含め、経営者の重要な判断を伴う事項に対する監査人の判断の程度 ・ 当年度において発生した重要な事象又は取引が監査に与える影響等について考慮した上で特に注意を払った事項を決定する。 <p>② 監査人は、①の「特に注意を払った事項」の中からさらに、当年度の財務諸表の監査において、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」として決定する。</p>	「監査役等」とは、わが国は監査役、監査役会、監査等委員会、監査委員会を指すものと思われる。(監査基準委員会報告書260「監査役等とのコミュニケーション」第9項)。
(3) 記載	<p>監査報告書に「監査上の主要な検討事項」の区分を設け、関連する財務諸表における開示がある場合には当該開示への参照を付した上で、下記を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査上の主要な検討事項」の内容 ・ 監査人が、当年度の財務諸表の監査における特に重要な事項であると考え、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由 ・ 監査における監査人の対応 <p>当該記載を有意義なものとするために、監査人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財務諸表の監査の過程を通じて監査役等との適切な連携を図った上で、 ・ 監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎として、 ・ 当該財務諸表の監査に固有の情報を記載すること <p>が重要である。</p> <p>財務諸表利用者にとって有用なものとなるように、監査人は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過度に専門的な用語の使用を控えて分かりやすく記載するよう留意する必要がある。 	<p>ISA701では、監査における監査人の対応について、適用指針で、以下のいずれかを記載する又は以下の複数を組み合わせて記載することがある旨を述べている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆当該事項に最も関連した又は評価した重要な虚偽表示リスクに特有の、監査人の対応又はアプローチの特徴 ◆実施した手続の簡潔な説明 ◆監査人による手続の結果を示す記述 ◆当該事項に関する主な所見 <p>(ISA701 A46)</p> <p>同様の取扱いとするかは、今後整備される関係法令、日本公認会計士協会の実務指針などで明らかにされるものと思われる。(筆者説明)。</p>
(4) 無限定適正意見以外の監査意見の場合	<p>「不適正意見」の場合は、当該意見に至った理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」として記載する場合には、根拠区分に記載すべき内容と明確に区別しなければならない。</p> <p>「意見不表明」の場合は、「監査上の主要な検討事項」は記載しない。部分的に保証しているかのような印象を与えることを避けるためである。</p>	「無限定適正意見以外の除外事項が付されるような場合は、その除外事項について、監査人はその期の監査において相当な時間を費やして検討したということになりますので、定義からいうとKAMに該当するということであろうと思います。ただ、監査報告書の記載場所といえましては、除外事項を付した意見を表明するわけですので、その意見の根拠のところその理由をきちっと述べますので、繰り返してKAMのところそれを記載する必要はないということであろうかと思います。」(2017年12月19日第40回監査部会議事録 住田委員発言)

図表 1 「監査上の主要な検討事項」の記載の概要

項目	公開草案の内容	補足説明
(5) 「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係 ◆監査上の主要な検討事項に企業が未公表の情報が含まれる場合の対応	<p>企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による「監査上の主要な検討事項」の記載は、経営者による開示を代替するものではない。したがって、監査人が「監査上の主要な検討事項」を記載するに当たり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが必要である。</p> <p>この際、経営者には監査人からの要請に積極的に対応することが期待される。</p> <p>監査役等は、取締役の職務の執行を監査する責任を有することから、経営者に追加の開示を促すことが期待される。</p> <p>監査人が追加的な情報開示を促してもなお経営者が情報を開示しない場合に、監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、守秘義務^{注2}が解除される正当な理由に該当する。</p>	<p>日本公認会計士協会が監査部会で発表した「監査報告書の透明化 KAM試行の取りまとめ」によると、KAMについて、その会社の監査に固有の状況を記載しようとする会社の未公表の情報を記載せざるを得なかったという回答の比率が米国基準やIFRS採用企業だと6.7%(30社中2社)だったのに対し、日本基準の採用企業だと43.9%(41社中18社)に達していた。(筆者説明)</p>
◆監査上の主要な検討事項がゼロということはあるか？	<p>当該事項の記載により企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項の記載によりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り、記載することが適切である。財務諸表利用者に対して、監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するものと推定される。</p>	<p>「監査上の主要な検討事項」として決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であると考えられる、としている。(公開草案)。</p>
◆企業への配慮	<p>監査人は当該事項の記載に当たり、企業に関する未公表の情報を不適切に提供することとならないよう留意する必要があることとしている。</p>	<p>ISA701では、適用指針(A36)で、同様の記述がある。(筆者説明)</p>
(6) 適用対象	<ul style="list-style-type: none"> 「主として、金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業(非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業を除く)の監査報告書に記載を求める。」(2018年4月24日 第42回監査部会資料3) 「当面、金融商品取引法上の監査報告書においてのみ記載を求める。」(2018年4月24日第42回監査部会資料3) 「連結財務諸表のみならず、個別財務諸表の監査報告書にも記載を求める。その際に、連結財務諸表の監査報告書において同一内容の当該事項が記載されている場合は、記載を省略できると考えられる。」(2018年4月24日第42回監査部会資料3) 	<p>「会社法上の監査報告書に任意で記載することは可能とされる模様」(2018年4月24日第42回監査部会法務省担当者発言)</p>
(7) 適用時期	<ul style="list-style-type: none"> 平成33(2021)年3月決算に係る財務諸表の監査から適用する。 ただし、早期適用可能(それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することも妨げない)。 	<p>「東証1部上場企業については、できるだけ平成32(2020)年3月決算の監査から早期適用が行われるよう、東京証券取引所及び日本公認会計士協会等の関係機関における早期適用の実施に向けた取組みを期待する。」(2018年4月24日第42回監査部会資料3)</p>

(注1) 会計監査人(公認会計士・監査法人)を指す。

(注2) 公認会計士法第27条では、「公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない」と定めている。

(出所) 監査基準の改訂について(公開草案)、監査部会資料などに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

「監査上の主要な検討事項」を監査報告書に記載することの意義について、公開草案は次のように述べている。

- ◇ 監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高める意義があり、
- ◇ それにより、以下の効果が期待される。
 - ・財務諸表利用者に対して監査の内容に関する情報が提供されることにより、監査の品質についての評価を可能にし、監査の信頼性向上に資すること
 - ・財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること
 - ・監査役等との間のコミュニケーションや、監査人と経営者との議論をさらに充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながること 等

「監査上の主要な検討事項」とは、ISA701のKAMのことであり、その決定のプロセスと記載内容は基本的に同じである。ただし、ISA701号の適用指針A46に記載されている4つの記載内容の例示は、公開草案には記載されておらず、今後の日本公認会計士協会が作成する実務指針に委ねられる。

「監査上の主要な検討事項」は、監査意見ではないため、監査意見とは、明確に区分しなければならないこととしている。

「監査上の主要な検討事項」の記載内容が、ボイラープレートで無味乾燥なものとならないよう、会計監査人が監査役等に対して行う報告内容を基礎に、その財務諸表の監査に固有の情報を記載することが重要としている。

無限定適正意見以外の監査意見が記載される場合や意見不表明の場合の対応もISA701と同様である。ちなみに、米国の場合は、無限定適正意見以外の意見の場合や意見不表明の場合は、CAM (Critical Audit Matters) の記載は求められていない。

(2) 企業の開示との関係

「監査上の主要な検討事項」は、財務諸表やその注記、決算説明会などでの開示を代替するものではない。企業が開示した情報の中から選択されるのが望ましい姿である。しかし、注記などによる開示が必ずしも十分ではないわが国の場合は、当該検討事項は、企業の未公表情報から選ばれる可能性があり、公開草案は、ISA701と同様に、そのような対応が可能である旨が記載されている。ただし、まずは経営者に追加情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うこととしている。会計監査人には、監査対象企業に対して公認会計士法上の守秘義務を負っているが、追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、会計監査人が正当な注意を払って職業的専門家としての判断において、当該情報を「監査上の主要な検討事項」に含めることは、監査基準に照らして守秘義務が解除される正当な理由に該当するとしている。

IFRSの場合、例えばIAS第1号の第17項(c)で、適正な表示を確保するために、企業に対して「IFRSの特定の要求事項に準拠するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財政状態や財務業績に与える影響を利用者が理解するのに不十分である場合には、追加的な

開示を提供すること」を求めている。即ち、基準等で定められた開示では当該事項について財務諸表の利用者が理解するためには不十分である場合に、追加的な開示を行うことを企業に義務付けている。これに対して、わが国では企業会計原則で「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない」（真実性の原則）とされており、財務諸表規則第8条の5で「この規則において特に定める注記のほか、利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記しなければならない」とされているものの、その適用は、IFRSの前述の規定と比較すると限定的に解されている模様である。

英国では、2012年10月1日以後開始事業年度から、監査報告書の透明化を実施している。その実施状況についてはFRC(財務報告評議会)がレビューレポートを2年続けて作成している⁴。記載の対象となった項目を見ると、2年連続で多かったのは「のれんの減損」、「資産の減損」、「税務」、「収益」、「引当金」などであり、「取得・廃棄」、「年金」、「投資の評価」などがこれに続いている。「税務」は繰延税金資産などを含んでいるものと思われる。いずれも経営者の判断や見積もりの要素などの影響が大きい項目である。

日本公認会計士協会が監査部会で報告した試行結果でも、資産の減損、企業結合・のれん、引当金・資産除去債務・偶発債務、収益認識、資産の評価、税金計算（繰延税金資産の回収可能性を含む）、専門的で複雑な計算を伴う準備金（会計上の見積もり）など、経営者の判断や見積もりの要素などの影響が大きい項目があげられている。わが国でも、このような経営者の判断や見積もりの要素の影響が大きい項目について、関連する会計基準や財務諸表等規則に基づく開示が、これらの項目を財務諸表利用者が理解するうえで十分でない場合には、関連する財務諸表項目の注記として追加的に開示することが可能となるよう拡充することが望まれる。

(3) 監査役等の役割

「監査上の主要な検討事項」は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から選択する。また、当該検討事項は、企業の未公表情報から選ばれる可能性があり、そのような場合に、監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待されている。このように「監査上の主要な検討事項」の記載に関して、監査役等は重要な役割を果たすことが期待されている。

そこで、監査基準の改訂案では、無限定適正意見の監査報告書の記載事項に経営者の責任のみならず、監査役等には財務報告プロセスを監視する責任があることを記載することとしている。

わが国で近年発覚した著名な不適切会計の事件に関して、後知恵かもしれないが、事件発覚後、多くの機関投資家やアナリストが、PC部門やプラント部門の利益水準が同業他社と比較しておかしいと感じていた旨を指摘している。このような、アナリストや機関投資家的な視点が

⁴ 2015年3月「Extended auditor's reports -A review of experience in the first year」

・2016年1月「Extended auditor's reports -A further review of experience」

会計監査人であれば、不適切会計に気付けたかもしれない。のれんの減損の遅れなども生じなかったかもしれない。しかし、アナリストや機関投資家が、個別企業の監査について、会計監査人と意見交換するのは困難である。会計監査人は被監査企業に対する守秘義務を負っているからである。したがって、「監査上の主要な検討事項」の内容について、会計監査人の代わりに、会計監査人と対話を行っている監査役等への取材やエンゲージメントを行う例が、出てくるのではないかとと思われる。そもそも監査役等は、株主や投資家のために経営者を監督する役割を担う。その意味では、財務報告を含んだ企業のコーポレート・ガバナンスにおける監査役等の役割は増々高まっていくものと予想される。

ただし、監査役等は、金融商品取引法では、同法第 193 条の 3⁵などを除き、あまり表に出てこない。そもそも、監査役等の役割は会社法で規定されていることからすれば、金融商品取引法上の開示書類の監査報告書だけでなく、会社法上の監査報告書にも「監査上の主要な検討事項」を記載することが望ましい。しかし、今回の公開草案では、当面は、金融商品取引法上の開示書類でのみ導入することを想定している。もっとも、企業が任意で会社法上の監査報告書にも「監査上の主要な検討事項」を記載することは可能となる模様である。

ii. その他の事項

(1) 監査報告書の記載区分等

現行のわが国の監査基準では、監査報告書には、監査の対象、経営者の責任、監査人の責任、監査人の意見を区分した上で記載することが求められている。この点について次の見直しを行うこととしている。

- ① 監査人の意見を監査報告書の冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠区分を設ける。
- ② 経営者の責任を経営者及び監査役等の責任に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載する。

これにより、無限定適正意見の場合の記載事項は図表 2 のように改訂される。

図表2 無限定適正意見の記載	
改正後	改正前
(1) 監査人の意見 (2) 意見の根拠 (3) 経営者及び監査役等の責任 (4) 監査人の責任	(1) 監査の対象 (2) 経営者の責任 (3) 監査人の責任 (4) 監査人の意見

(出所) 監査基準の改訂について (公開草案)、監査部会資料などに基づき、大和総研金融調査部制度調査課作成

⁵ 公認会計士・監査法人が監査を行うに当たり被監査会社の法令違反等事実を発見した場合は、同法及び財務諸表の監査証明に関する内閣府令により、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他の措置をとるべき旨を記載した書面により、当該会社の監査役又は監事その他これらに準ずる者に対して通知しなければならないこととされている。

「意見の根拠」では、「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行ったこと、監査の結果として入手した監査証拠が意見表明の基礎を与える十分かつ適切なものであること」を記載する。

ISA701の様式例によれば、「監査上の主要な検討事項」は図表2の改正後の様式でいうところの(2)と(3)の間に記載されている。

②の「監査役等の責任」が記載されることは、iの(3)で述べたように監査役等の役割の重要性が高まる中、適切な改訂であろう。

(2) 継続企業の前提に関する事項

公開草案では、下記の改訂が提案されている。

- ◇継続企業の前提に関する評価と開示に関する経営者及び監査人の対応についてより明確にするため、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合の監査人の事項について、独立の区分を設ける。
- ◇経営者は継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任を有することを経営者の責任の記載内容に追加する。
- ◇監査人はその検討を行う責任を有することを「監査人の責任」の記載内容に追加する。
- ◇継続企業の前提について重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合の開示⁶の適切性について会計監査人が検討することを会計監査人に要求することとする。

5. 今後の予定と適用時期

公開草案については、6月6日までコメントを募集し、その後、監査部会でコメントへの対応を検討する。

改訂監査基準(案)のうち、「監査上の主要な検討事項」については、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から適用することとしている。ただし、早期適用も可能である。ちなみに、2018年4月24日の第42回監査部会で配布された資料3では、「特に東証1部上場企業については、できるだけ2020年3月期決算の監査から早期適用が行われるよう、東京証券取引所及び日本公認会計士協会等の関係機関における早期適用の実施に向けた取組みを期待する」とされている。

監査報告書の記載区分や、継続企業の前提に関する事項の改正に関しては、2020年3月期の決算に係る財務諸表から適用することとされている。

監査基準の改訂に伴い、日本公認会計士協会が、監査基準委員会報告書などの見直しを行う予定である。

⁶ 経営者は、当該疑義が存在する旨とその内容を「事業等のリスク」、対応策を「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に開示することが求められている。